

令和7年度 島根県の新規就農者に対する相談・体験から研修・就農までの主な支援策

国補助事業

県補助事業

〔 相談・体験 〕

＜就農相談＞

○就農相談員の配置

専門の相談員との電話・メール・オンライン就農相談を随時受付
各種就農相談会における相談対応

○オンラインイベント

新規就農者を募集する産地の自治体職員や農家と直接意見交換ができる交流会

○しまね移住就農促進活動

（※県外在住者対象）
島根県への移住や就農に関する座学や、就農者を募集する県内産地を訪れ、就農や生活に関する質問や相談、農業体験ができる1泊2日程度のフィールドワークを実施

○しまね就農相談会

主に県内在住の就農希望者を対象とした就農相談会を開催

＜短期体験＞

○しまね農業体験プログラム【農業公社】

希望の地域や作物に応じて1泊2日～2泊3日程度の農作業体験を提案
宿泊費を助成（上限：素泊まり7,600円）

＜長期体験＞

○Uターンしまね産業体験事業【定住財団】

県外在住者が県内で一定期間産業体験を行う場合に、滞在経費の一部を助成
・期間：3カ月～1年
・体験者 12万円/月
・受入先 3万円/月
・親子連れ 3万円/月・世帯 等

【県】就農パッケージづくり推進事業

・求める担い手像、農地等の就農情報と住居等の生活情報を包括して就農希望者へ提案する活動に対して助成
・地域農業再生協議会等を支援
〔補助率〕1/2以内

〔 経営確立支援 〕

【県・市町村・JA等】新規就農サポートチーム

・新規就農者ごとに、経営・技術、営農資金、農地、地域生活等の課題に対応可能なサポートチームを設置
・経営規模や販売額、農業所得、経営課題などをまとめた新規就農者カルテを活用し、新規就農者をサポート

【県】農業経営者養成事業

・農業経営者として習得すべきマネジメント能力や最新の農業知識の習得のため、農林大学校で農林大生、県内農業者向けの特別集中講義を実施

〔 研 修 〕

【国】就農準備資金

・県農林大学校等で研修を受ける者へ交付
・就農予定時49歳以下
・12.5万円/月 最長2年間

【県】農業人材投資事業＜準備型＞

・県農林大学校等で研修を受ける者へ交付
・就農予定時原則50歳以上65歳未満
・Uターン者 12万円/月 最長1年間
・県内在住者 6万円/月 最長1年間

【県】半農半X支援事業＜就農前研修経費助成＞

・Uターン者が行う半農半Xの農業研修を支援
・就農予定時67歳未満
・12万円/月 最長1年間

【県】島根県地域研修制度

・産地づくりと担い手づくりを一体的に推進していくため、自営就農希望者が農林大学校による座学と地域の受入経営体での実地研修を組み合わせた体系で研修する制度
・担い手育成に理解のある農業法人等と県、市町村等関係機関が協定を締結し、受入れ体制を整備
・研修生毎に行動計画を作成し、各機関が役割分担を明確化して自営就農に向けて支援を実施（就農時期、品目等が明確化された就農希望者を研修生として位置づけ）
・研修生を受け入れる経営体に対する補助事業
①自営就農志向者受入促進事業（ハード事業）
補助率1/3
②自営就農志向者受入促進事業（ソフト事業）
受入研修生1人当たり 3万円/月（最長2年間）
③ハウス等整備事業（地域研修用ハウス整備型）
補助率1/2（市町村1/4上乗せ補助の場合）

目標60人以上/年

〔 就 農 〕

【国】経営開始資金

・認定新規就農者の就農直後の経営確立を支援
・就農時49歳以下
・12.5万円/月 最長3年間

【県】農業人材投資事業＜経営開始型＞

・認定新規就農者の就農直後の経営確立を支援
・就農時50歳以上65歳未満 ・72万円/年 最長2年間

【国】経営発展支援事業＜ハード事業＞〔補助率〕3/4（国1/2、県1/4）等

・新たに農業経営を開始する認定新規就農者の機械・施設の整備等を支援
・就農時49歳以下

【県】自営就農開始支援事業＜ハード事業＞〔補助率〕1/3

・認定新規就農者等の機械・施設の整備等を支援

【県】ハウス等整備事業＜ハード事業＞〔補助率〕1/2（市町村1/4上乗せ補助の場合）

・認定新規就農者等のハウス、牛舎等整備への支援

【県】定年帰農者等支援事業

・定年等を機に新たに営農を開始し、5年以内に5ha以上の経営を目指す者を支援
・就農時67歳未満
・①ハード事業：補助率1/3（水稻経営に限る）
②ソフト事業：3万円/月 最長1年間

【県】半農半X支援事業（定住定着助成）（県、市町村）

・半農半X実践者（Uターン者）の定住・就農開始後の助成
・就農時原則67歳未満
・12万円/月（夫婦で共同経営を行う場合18万円/月）最長1年間

【県】半農半X開始支援事業＜ハード事業＞〔補助率〕1/3

・半農半X実践者が営農を開始するための施設整備支援

【国】雇用就農資金

・49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等へ交付
・研修生1人あたり60万円/年 最長4年間

【県】集落営農雇用支援事業（雇用開始時50歳以上67歳未満）

・集落営農法人に対して新規に正規雇用する者への研修を助成
・研修生1人あたり60万円/年 最長2年間

認定新規就農者等

多様な担い手

雇用就農